

令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税申告書が新様式になりました

申告の手順

1. 令和8年度市民税・県民税申告書を作成してください。

申告受付期間：2月16日（月）～3月16日（月）（土・日・祝日を除く）

1ページの「市民税・県民税の申告が必要な人」に該当する人は、2ページ以降の記入例等を参照のうえ、必要事項を記入してください。申告書は市のホームページでも作成できます。詳しくは、市ホームページのキーワード検索で「市県民税の試算」を検索し、「住民税額シミュレーションシステム」をご利用ください。

左記のサイト
は下のコード
からもご覧に
なれます。



2. 郵送での提出がおすすめです。

郵送で提出いただきますと、窓口で長時間お待たせすることがございません。1ページの「●申告書提出に必要なもの」や「●郵送による申告書提出」を参照のうえ、郵送してください。資料を添付していただければ、申告書の内容に不備があった場合でも、正しい内容に訂正させていただきますので安心ください。



●窓口で申告される方へ

- ・申告受付期間中は大変混雑します。お時間に余裕を持ってお越しください。
- ・医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」(15ページ)を作成してお越しください。

3. 税額の通知について。

税額が決定し、課税となる方には、6月中旬に納税通知書を発送します。

非課税の場合は通知されません。(非課税の要件については9ページをご参照ください。)

給与から特別徴収される方には勤務先を経由して、5月中に税額通知書が交付されます。

年の途中で申告等により税額が変更になった場合は月の下旬に変更通知が発送されます。

●お問い合わせ先：高崎市役所

■本庁 財務部市民税課

〒370-8501 高崎市高松町35-1
電話 (027) 321-1218(直通)

■新町支所 税務課

〒370-1392 高崎市新町3152-1
電話 (0274) 42-1236(直通)

■倉渕支所 税務課

〒370-3492 高崎市倉渕町三ノ倉303
電話 (027) 378-4523(直通)

■榛名支所 税務課

〒370-3392 高崎市下室田町900-1
電話 (027) 374-5110(直通)

■箕郷支所 税務課

〒370-3192 高崎市箕郷町西明屋702-4
電話 (027) 371-9051(直通)

■吉井支所 税務課

〒370-2192 高崎市吉井町吉井川371
電話 (027) 387-3114(直通)

■群馬支所 税務課

〒370-3592 高崎市足門町1658
電話 (027) 373-1214(直通)

切り取って封筒の宛名にご利用ください。

〒370-8501
群馬県高崎市高松町35-1
高崎市役所 市民税課 宛
(市県民税申告書在中)

令和8年度の市民税・県民税は、前年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の1年間に得た所得に対して課税されますので、この間の所得額及び控除額について申告してください。

市民税・県民税の申告が必要な人

令和8年1月1日現在、高崎市に居住している人

ただし、次の(1)～(3)に該当する人を除きます。

- (1)税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する（した）人
- (2)給与収入のみ（または公的年金等の収入のみ）で、支払先から高崎市に給与支払報告書（または公的年金等支払報告書）が提出されている人※1
- (3)給与収入と公的年金等の収入のみで、支払先から高崎市に給与支払報告書と公的年金等支払報告書がそれぞれ提出されている人※2

※1 支払報告書が提出されているか不明な人は、各支払先に確認してください。

※2 各種控除の内容に変更または追加がある人は申告が必要です。

◎前年中に所得がなかった人も申告してください。（3ページの記入例参照）

前年中に所得がなかった方は右記のQRコードから電子申告をすることも可能です。

電子申告では申告受付書を発行しないので、申告受付書が必要な方は郵送または窓口でご提出ください。



この申告は、国民健康保険税の算定や、各種福祉手当の受給判定及び所得・税金に関する証明書の交付などにも必要です。

●申告書提出に必要なもの　※領収書や証明書等は前年（令和7年）中のもの

1	同封の申告書		
2	マイナンバー・本人確認書類		
3 わ か る 入 も の が の	給与収入がある人	個人番号カード ※お持ちでない方は、通知カードや個人番号記載の住民票と、本人であることを確認できる書類（運転免許証、旅券、障害者手帳、顔写真付き社員証など）の組み合わせ ※通知カードは、最新の情報と一致している場合に限り有効	勤務先が発行する全ての源泉徴収票
	年金収入がある人	日本年金機構などの年金支払者が発行する全ての源泉徴収票	
	事業（農業・営業）、不動産収入がある人	収支内訳書（13ページ）、収入や必要経費がわかる帳簿や領収書、支払調書	
	その他所得がある人	個人年金・報酬・配当・一時所得などの収入、経費、源泉徴収税額のわかる帳簿や領収書、支払調書、支払証明書	
4 所 得 か か る も の の 額 が	社会保険料控除	国民健康保険、国民年金保険料等の領収書など	
	生命保険料控除 地震保険料控除	各種控除証明書	
	障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など	
	どちらか一方を選択	医療費控除	医療費控除の明細書、保険組合が発行する医療費通知など
		セルフメディケーション税制	セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を明らかにする領収書等（6ページ参照）
	寄附金控除	寄附金受領証明書など	
	雑損控除	損害額のわかる書類（工事領収書・明細書など）	
	勤労学生控除	学生証または在学証明書	

●郵送による申告書提出（郵送先：〒370-8501 群馬県高崎市高松町35-1 高崎市役所 市民税課宛）

申告書を郵送で提出する場合は、次のことにご注意ください。

- 1 上記「●申告書提出に必要なもの」の2～4に該当する書類（写し）を必ず申告書に添付してください。
※添付していただいた資料は原則返却いたしません。
- 2 申告書に住所、氏名、生年月日、電話番号、必要事項を記入し、郵送してください。
- 3 申告受付書が必要な人は、返信用封筒に住所、氏名、郵便番号を記入し切手を貼って同封してください。

●留意事項

この申告書が送付された人でも、所得税及び復興特別所得税の納付が必要な人や還付を受けたい人などは、確定申告をする必要があります。

申告書の記入例

申告される人の住所・フリガナ・氏名・生年月日・世帯主職業・電話番号・個人番号を記入してください。

令和8年度(令和7年分)市民税・県民税申告書										
(あて先)高崎市長		現住所		高崎市高松町〇〇番地				整理番号		
		1月1日現在の住所		同上				業種又は職業		〇〇小売
		フリガナ		タカサキ タロウ				個人番号		× × × × × × × × × × × × × ×
提出年月日		氏名		高崎 太郎				電話番号		(027)×××-×××
年	月	日	生年 月日 平・令	明・大・昭 30 3 9	世帯主 の氏名	高崎 太郎		続柄	本人	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料の種類		支払った保険料							
保険料控除	国民健康保険料		60,000 円						
	国民年金		168,480						
	源泉		278,100						
	合 計								
保険料控除	417 新生命保険料の計		407 旧生命保険料の計						
	60,000 円		70,000 円						
	418 新個人年金保険料の計		408 旧個人年金保険料の計						
	60,000 円								
保険料控除	419 介護医療保険料の計		411 旧長期損害保険料の計						
	60,000 円		30,000 円						
	412 地震保険料の計								
	40,000 円								
⑪ □ 寡婦控除		⑫ □ ひとり親控除							
⑬ □ 死別 □ 離婚 □ 未帰還		⑭ □ 勤労学生控除 (学校名)							
1 氏名 タカサキ タロウ 高崎 太郎		障害の程度 身体 1 (級度)							
個人番号 × × × × × × × × × ×		× × × × × × × × × ×							
2 氏名 タカサキ イチロー 高崎 一郎		障害の程度 身体 2 (級度)							
個人番号 × × × × × × × × × ×		× × × × × × × × × ×							
配偶者 高崎 花子		生年月日 明・大・昭 34・5・20							
個人番号 × × × × × × × × × ×		509 配偶者の合計所得金額 40,000 円							
扶養控除・特定親族特別控除・同一生計配偶者		⑮ □ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)							
扶養控除・特定親族特別控除	1 氏名 タカサキ ハナ 高崎 ハナ		生年月日 明・大・昭 9・6・7						
	個人番号 × × × × × × × × × ×		同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居 統柄 特親						
	2 氏名 タカサキ イチロー 高崎 一郎		生年月日 明・大・昭 18・9・9						
	個人番号 × × × × × × × × × ×		同居・別居の区分 □ 同居 □ 別居 統柄 特親						
扶養控除・特定親族特別控除	3 氏名 タカサキ ハナ 高崎 ハナ		生年月日 明・大・昭 9・6・7						
	個人番号 × × × × × × × × × ×		同居・別居の区分 □ 同居 □ 别居 統柄 特親						
	4 氏名 タカサキ イチロー 高崎 一郎		生年月日 明・大・昭 18・9・9						
	個人番号 × × × × × × × × × ×		同居・別居の区分 □ 同居 □ 别居 統柄 特親						
当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。									
扶養親族控除対象外	1 氏名 タカサキ ジロウ 高崎 二郎		生年月日 平・令 2・3・8		同居・別居の区分 □ 同居 □ 别居 統柄		孫		
	個人番号 × × × × × × × × × ×		同居・別居の区分 □ 同居 □ 别居 統柄		孫				
	2 氏名 タカサキ ジロウ 高崎 二郎		生年月日 平・令 ..		同居・別居の区分 □ 同居 □ 别居 統柄				
	個人番号 × × × × × × × × × ×		同居・別居の区分 □ 同居 □ 别居 統柄						
扶養親族控除対象外	3 氏名 タカサキ ジロウ 高崎 二郎		生年月日 平・令 ..		同居・別居の区分 □ 同居 □ 别居 統柄				
	個人番号 × × × × × × × × × ×		同居・別居の区分 □ 同居 □ 别居 統柄						
	個人番号 × × × × × × × × × ×		同居・別居の区分 □ 同居 □ 别居 統柄						
	個人番号 × × × × × × × × × ×		同居・別居の区分 □ 同居 □ 别居 統柄						

所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

損傷の原因		損傷年月日		損傷を受けた資産の種類	
⑯ 雜損控除		損傷年月日 - -			
損傷金額 円		保険金などで補填される金額 円		差引損失額のうち災害関連支出の金額 円	
⑰ 医療費控除		支払った医療費等 495,000 円		保険金などで補填される金額 120,000 円	

支払医療費、補填される金額のみ記入してください。

職員記載欄	被対配偶(同姓) 有 内 老	特定期 内閣 人 人	老人扶養 内閣 人 人	その他 扶養 内閣 人 人	障害扶養 内閣 人 人	16歳未満 内閣 人 人	特病 内閣 人 人	502 乙欄 未 成 年 特 普	本人障害 内閣 人 人	幕 母 妻 夫 勤 学 503 専 従 者 内 閣 人 人 青 白 青 白	申告区分 504 有 青 白 青 白	本人専従 内閣 人 人 青 白	微収 所得金額 調整控除
-------	-------------------------	---------------------	----------------------	---------------------------	----------------------	-----------------------	--------------------	------------------------------------	----------------------	--	--------------------------------------	--------------------------------	--------------------

力・キ、コ・サ・シについては、収入金額のみ記入してください。所得金額の計算は不要です。

1 収入金額等	営業等 事業	ア	901	4,070,000 円
	農業	イ	902	
	不動産	ウ	904	
	利子	エ	905	
	配当	オ	906	
	給与 公的年金等	力 キ	308 310	1,800,000 2,500,000
	業務	ク	925	
	その他	ケ	911	
	短期	コ	913	
	長期	サ	914	
	一時	シ	915	300,000
2 所得金額	営業等 事業	① ②	301 302	1,223,200
	不動産	③	304	
	利子	④	305	
	配当	⑤	306	
	給与 公的年金等	⑥ ⑦	325 311	
	業務	⑧	325	
	その他	⑨	311	
	合計(①+⑧+⑨)	⑩		
	総合譲渡・一時	⑪		150,000
	合計	⑫	505	
3 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	403	
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭	404	
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰ ⑯		
	勤労学生、障害者控除	⑲ ⑰		
	配偶者控除	⑳		
	扶養控除	㉑		
	特定親族特別控除	㉒	442	
	基礎控除	㉓		
⑩ から㉕までの計	⑬から㉕までの計	㉔		
	雑損控除	㉖	401	
	医療費控除	㉗	402	
	合計(㉖+㉗+㉘)	㉙		

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納稅方法

給与から差引き(特別微収) 自自分で納付(普通微収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

(裏面)

4~7 ページを参考に、必要項目を記入してください

6 給与所得の内訳

[日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。]

月	日給	勤務日数	月収
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等		円	
合計			
法人番号又は所在地			
勤務先名			
電話番号			

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
	長期					
	一時	1,000,000	200,000	800,000	500,000	ハ 300,000
右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。					二 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]	
右の二の金額を表面の①の所得金額欄へ記入してください。					150,000	

11 事業専従者に関する事項

1	タカサキ ハルミ 高崎 春美	続柄	子	生年 月日	明・大・昭 平・令	57・4・17	専従者給与 (控除)額	500,000
	個人番号	× × × × × × × ×	× × × ×	× ×	従事 月数	12		
2	タカサキ ハルミ 高崎 春美	続柄	子	生年 月日	明・大・昭 平・令	57・4・17	専従者給与 (控除)額	
	個人番号	× × × × × × × ×	× × × ×	× ×	従事 月数	12		
3	タカサキ ハルミ 高崎 春美	続柄	子	生年 月日	明・大・昭 平・令	57・4・17	専従者給与 (控除)額	
	個人番号	× × × × × × × ×	× × × ×	× ×	従事 月数	12		
所得税における青色申告の承認の有無						承認あり・承認なし	合計額	

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白)
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
□ 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	タカサキ ハナ 高崎 ハナ	個人番号	× × × × × × × ×	× × × × × × × ×	× × × × × × × ×	× × × × × × × ×	住所	前橋市〇〇町△△番地	国外居住	□ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払
2	タカサキ ハナ 高崎 ハナ	個人番号	× × × × × × × ×	× × × × × × × ×	× × × × × × × ×	× × × × × × × ×	住所		国外居住	□ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、 市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

15 前年中に所得がなかった方の記入欄

□ 仕送りを受けていた又は扶養親族だった	□ 預貯金で生活をしていた
□ 遺族年金を受給していた	□ 雇用保険(失業保険)等の給付を受けていた
□ 障害年金を受給していた	□ その他
□ 生活保護を受給していた	()

前年中に所得がなかった人は、該当する欄に✓を記入してください。

16 配当割又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額	控除額
株式等譲渡所得割額	控除額

又払者の名前	種類	収入金額
高崎〇〇工業	給与・年金	1,800,000
厚生労働省年金局	給与・年金	1,500,000
〇〇組合	給与・年金	1,000,000

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、上の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

18 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ 氏名	続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	同居・ 別居の 区分	□ 同居 □ 別居	居住開始年月日	年 月	住宅借入金等 特別控除可能額
個人番号							寄附金控除 (所得税控除額)	円	所得税及び 復興特別所得税額
職員 記載欄	□市申送付不要	□確申案内済	□証明希望				受付	精査	資料入力
								検算	

所 得 金 額

事業	①営業等	製造業・販売業・飲食業・建設業・サービス業・外交員・医師・税理士・作家・俳優などの事業による所得。	※13ページの収支内訳書を作成し、申告書とともに提出してください。 また、申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。	
	②農業	農産物の生産、家畜の飼育などによる所得。		
③不動産	不動産（アパート・貸家・駐車場など）の賃貸料や権利金などによる所得。			
④利子	公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金などによる所得。源泉分離課税分は申告不要です。			
⑤配当	株式や出資金などの配当、投資信託の収益の分配金などによる所得。 ※上場株式等の配当等・譲渡所得については、所得税と市民税・県民税について異なる申告方法を選択することはできません。ただし、上場株式等以外の配当・譲渡所得については、確定申告で申告不要を選択しても、市民税・県民税申告が必要です。 ※申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」に必要事項を記入してください。			
⑥給与	給料・賃金・賞与などによる所得（パート・アルバイト含む）。 ◎源泉徴収票がある場合 申告書裏面の「17給与・公的年金等収入の内訳」欄に必要事項（源泉徴収票が複数ある場合には全てについて）を記入します。 ◎源泉徴収票がない場合 申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄に各月の収入金額、勤務先等について記入します。			
雑	⑦公的年金等	厚生年金・国民年金・共済年金・恩給などによる所得。 ※⑦の欄には記入せず、キの欄に公的年金等収入金額を記入してください。 年金の支払先が複数ある場合は、全ての支払金額の合計が公的年金等収入金額となります。 ※遺族年金・障害年金は非課税所得のため、金額を記入する必要はありません。		
	⑧業務	副業に係る収入のうち常利を目的とした継続的なもの。事業によらない原稿料・印税・講演料などによる所得。（例：食料品の配達、シルバー人材センターの報酬など） ※申告書裏面の「9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」に必要事項を記入してください。		
	⑨その他	⑦、⑧以外のもの。生命保険契約等に基づく年金などによる所得。 ※申告書裏面の「9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」に必要事項を記入してください。		
⑪総合譲渡・一時	◎総合譲渡所得 土地・建物以外の資産（機械、会員権、貴金属など）の譲渡による所得。 ※特別控除額は「短期」「長期」合わせて50万円。ただし、収入金額から必要経費を引いた残額を限度とし、その金額が赤字のときは0円となります。 ◎一時所得 生命保険の満期返戻金、賞金や懸賞の当選金品、競馬や競輪の払戻金などによる所得。 ※特別控除額は50万円。ただし、収入金額から必要経費を引いた残額を限度とし、その金額が赤字のときは0円となります。 ※⑪の欄には記入せず、コ・サ・シの欄に特別控除を引いた後の収入金額を記入してください。 ※申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得に関する事項」に必要事項を記入してください。			

分離課税所得の申告を行う場合

以下のような分離課税所得がある場合は、7ページの「分離課税所得の内訳」欄に記入し、切り取って申告書と一緒に提出します。

○分離譲渡 土地・建物等の譲渡による所得です。

「短期」…譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のもの。

「長期」…譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの。

○株式等の譲渡 株式などの有価証券の譲渡による所得です。

○先物取引 先物取引による所得です。

○山林 山林を伐採または立木のまま譲渡したことによる所得です。

○退職 退職に際し、勤務先から受ける退職金・一時恩給などによる所得です（市民税・県民税が特別徴収された退職所得は申告不要）。

所得から差し引かれる金額(所得控除)

⑬社会保険料控除	前年中に支払った国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・厚生年金・介護保険・雇用保険・農業者年金などの保険料。親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。源泉徴収票に記載された社会保険料控除の額については、申告書表面左側「社会保険料控除」の「社会保険の種類」欄に「源泉」と記入します。 《控除額》支払った保険料全額
⑭小規模共済等	小規模企業共済法に規定する共済契約掛金(旧第二種共済契約を除く)、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度等の掛金。 《控除額》支払った掛金全額
⑮生命保険料控除	あなたやあなたの親族を受取人とする一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払ったとき。 ①平成24年1月1日以後に締結、更新等をした契約(新制度適用契約) ②平成23年12月31日までに締結した契約(旧制度適用契約) ③①と②両方の契約に係る控除がある場合：一般生命保険料・個人年金保険料については、「新契約のみで申告」「旧契約のみで申告」「新旧両契約を合計して申告」の3通りから有利な方法を選択できます。ただし、新旧両契約で申告する場合の最高限度額は28,000円です。 ※全体の最高限度額は合計で70,000円 《控除額》9ページの計算表を参照してください
⑯地震保険料控除	特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や、旧長期損害保険契約等に係る損害保険料の支払いがあったとき。 《控除額》9ページの計算表を参照してください
⑰寡婦控除	次のいずれかの要件に該当する方は寡婦控除が受けられます。申告書表面左側の「寡婦控除」欄内の、死別・離婚・生死不明・未帰還の該当する欄に「✓」を記入してください。 ①前年12月31日時点で夫と死別もしくは離婚後婚姻していない方で、扶養親族を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方。 ②前年12月31日時点で夫と死別後婚姻していない方で、合計所得金額が500万円以下の方。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合には寡婦控除は受けられません。 《控除額》26万円
⑱ひとり親控除	次の要件に該当する方はひとり親控除が受けられます。申告書表面左側の「ひとり親控除」欄に「✓」を記入してください。 ○性別、婚姻歴にかかわらず、前年12月31日時点で婚姻していない方で、同一生計の子(総所得金額等が58万円以下)を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方。 ※「子」は、他の者の同一生計配偶者または扶養親族である者を除きます。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合にはひとり親控除は受けられません。 《控除額》30万円
⑲勤労学生控除	あなたが学生や生徒で、合計所得金額が85万円以下であり、自己の勤労によらない所得(配当所得や不動産所得など)が10万円以下のとき。申告書表面左側の「勤労学生控除」欄に「✓」を記入し、申告時に学生証や在学証明書を提示してください。 《控除額》26万円
⑳障害者控除	あなたや同一生計配偶者(納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が58万円以下の者)、扶養親族が障害者であるとき。申告書表面左側の「障害者控除」欄に必要事項を記入し、申告時に障害者手帳または障害者控除認定書を提示してください。 《控除額》9ページの計算表を参照してください
㉑配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする前年中の合計所得金額が58万円以下の配偶者(「控除対象配偶者」という。内縁や他の者の扶養親族、事業専従者を除く)を扶養していたとき、申告書表面左側の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄に必要事項を記入します。 ※別居の場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄の記入も必要です。 ※あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円超であっても、生計を一にする前年中の合計所得金額が58万円以下の配偶者を扶養していた場合は、申告書表面の左側の「同一生計配偶者」欄に「✓」を記入します。 《控除額》8ページの計算表を参照してください

㉒配偶者特別控除	<p>あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が58万円超～133万円以下のとき、あなたの合計所得金額及び配偶者（内縁や他の者の扶養親族、事業専従者を除く）の合計所得金額に応じて、33万円を限度として配偶者特別控除が受けられます。申告書表面左側の「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄に配偶者の合計所得金額および必要事項を記入します。</p> <p>*別居の場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄の記入も必要です。 《控除額》8ページの計算表を参照してください</p>
㉓扶養控除	<p>生計を一にする配偶者以外の親族（他の者の扶養親族、事業専従者を除く）の前年中の合計所得金額が58万円以下のとき、申告書表面左側の「扶養親族・特定親族特別控除」欄に必要事項を記入します。</p> <p>*別居の場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄の記入も必要です。</p> <p>*16歳未満の年少扶養親族について「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」に必ず記入してください。年少扶養は扶養控除にはなりませんが、市民税・県民税の非課税限度額の算定における扶養親族数には数えられます。（9ページの「市民税・県民税が課税されない人」参照）。</p> <p>《控除額》9ページの計算表を参照してください</p>
㉔特定親族特別控除	<p>生計を一にする特定親族の合計所得金額が58万円超～123万円以下のとき、特定親族の合計所得金額に応じて、45万円を限度として特定親族特別控除が受けられます。申告書左側の「扶養控除・特定親族特別控除」欄に必要事項を記入し、「特親」欄に「○」を記入します。</p> <p>*別居の場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」欄の記入も必要です。 《控除額》9ページの計算表を参照してください</p>
㉕基礎控除	<p>あなたの前年中の合計所得金額が2,500万円以下のとき、あなたの合計所得金額に応じて、43万円を限度として基礎控除が受けられます。</p> <p>《控除額》8ページの計算表を参照してください</p>
㉖雑損控除	<p>前年に災害や盗難、横領により、住宅や家財などに損害を受けたとき。</p> <p>《控除額》=次の①・②のうち、多い方の金額</p> <p>①損失額(損害金額+災害関連支出の金額-保険等の補填額)-総所得金額等×10%</p> <p>②損失額のうち災害関連支出の金額-5万円</p> <p>【必要書類】被害を受けた資産、取得時期・取得価格のわかるもの、被害を受けた資産の取壊し・除去・修繕費用などのわかるもの、保険等で補填された金額のわかるもの等</p>
㉗医療費控除 ↑ 控除額が多い方を選択します	<p>前年にあなたや生計を一にする親族のために支払った医療費が一定の金額以上あるとき。</p> <p>15ページ「医療費控除の明細書」を作成し、切り取って申告書とあわせて提出します。</p> <p>《控除額》=支払った医療費-保険等の補填額-(総所得金額等×5%または10万円の少ない方) ※最高限度額は200万円</p> <p>※総所得金額等×5%の計算において、小数点以下は切り捨てます。</p>
㉘医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	<p>あなたが健康の保持増進や疾病の予防への一定の取組を行っていて、あなたや生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品）を12,000円超購入したとき。16ページ「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、切り取って申告書とあわせて提出します。</p> <p>*セルフメディケーション税制で申告するときは、区分欄に「1」と記入してください。</p> <p>《控除額》=特定一般用医薬品等購入費-12,000円 ※最高限度額は88,000円</p> <p>【必要書類】一定の取組を明らかにする領収書等</p> <p>*一定の取組とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者（健康保険組合・市町村国保等）が実施する健康診断（人間ドック等） ・市町村が実施するがん検診や健康増進事業として行う健康診査（骨粗鬆症検診等） ・予防接種（定期接種またはインフルエンザワクチンの予防接種） ・勤務先で実施する定期健康診断（事業主健診）

給与・公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納税方法

給与・公的年金等に係る所得（令和8年4月1日において65歳未満の人は給与所得）以外の所得について市・県民税が生じる場合、申告書表面右下にある5の記入欄で「給与から差引き」するか「自分で納付」するかを選択できます。希望する納税方法の□に「✓」を記入します。

その他、申告書裏面の記載事項

11 事業専従者に関する事項

生計を一にする親族（15歳未満の人や配偶者控除・扶養控除を受ける人を除く）が、1年のうち6ヶ月を超える期間を事業に専ら従事している場合、次の①・②のうち少ない方の金額を控除できます。

①事業所得の金額（専従者控除前） ÷ （事業専従者の人数 + 1）

②配偶者 86万円 その他の親族 50万円

13 事業税に関する事項

事業を営んでいる方で該当する項目がある方は必要事項を記入してください。

詳しくは最寄りの県税事務所へお問い合わせください。

14 寄附金に関する事項

確定申告において寄附金控除の適用を受けている場合、もしくは確定申告書を提出せず、市民税・県民税申告における寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、こちらの欄に必要事項を記入し、申告時に寄附金受領証明書を提示してください。なお、確定申告書や市民税・県民税申告書を提出すると、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けることができなくなるため、これらの申告をする際には、ふるさと納税（「都道府県、市区町村分」欄）について記載して提出する必要があります。

16 配当割又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、こちらの欄に必要事項を記入してください。なお、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額を申告した場合は、国民健康保険税等の金額に影響を与える場合があります。

18 所得金額調整控除に関する事項

給与等の収入が850万円超で、次のア～ウのいずれかに該当する場合、必要事項を記入してください。

調整額を総所得金額計算時に給与所得控除後の給与等の金額から控除します。

ア 本人が特別障害者である

イ 23歳未満の扶養親族がいる

ウ 特別障害者である同一生計配偶者（合計所得金額58万円以下の配偶者）もしくは扶養親族がいる

|給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円） - 850万円| × 10% = 控除額（最大15万円）

----- (キリトリ線) -----

分離課税所得の内訳

(単位：円)

		収入金額	必要経費	差引金額	特別控除	所得金額	適用条文
分離譲渡	短期						
	長期						
株式等の譲渡	上場分						
	一般分						
先物取引							
山林							
退職		収入金額	勤続年数	種類	所得控除額	所得金額（1/2前）	
				普通・障害			

所得計算表

【給与収入金額から給与所得金額への計算方法】

給与収入金額 (A)	給与所得金額		
～650,999円	0円		
651,000円～1,899,999円	(A)	－	650,000円
1,900,000円～3,599,999円	(B) × 4 × 70%	－	80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(B) × 4 × 80%	－	440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A) × 90%	－	1,100,000円
8,500,000円～	(A)	－	1,950,000円

※ (B) は (A) を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた額に4,000をかけた金額です。

【公的年金等収入金額から雑所得金額への計算方法】

年齢	年金収入金額 (A)	年金以外の合計所得が1,000万円以下の場合	年金以外の合計所得が1,000万円超2,000万円以下の場合	年金以外の合計所得が2,000万円超の場合
65歳以上 (昭和36年 1月1日 以前生まれ)	330万円未満	(A) － 1,100,000円	(A) － 1,000,000円	(A) － 900,000円
	330万円以上 410万円未満	(A) × 75% － 275,000円	(A) × 75% － 175,000円	(A) × 75% － 75,000円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% － 685,000円	(A) × 85% － 585,000円	(A) × 85% － 485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 95% － 1,455,000円	(A) × 95% － 1,355,000円	(A) × 95% － 1,255,000円
	1,000万円以上	(A) － 1,955,000円	(A) － 1,855,000円	(A) － 1,755,000円
65歳未満 (昭和36年 1月2日 以降生まれ)	130万円未満	(A) － 600,000円	(A) － 500,000円	(A) － 400,000円
	130万円以上 410万円未満	(A) × 75% － 275,000円	(A) × 75% － 175,000円	(A) × 75% － 75,000円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% － 685,000円	(A) × 85% － 585,000円	(A) × 85% － 485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 95% － 1,455,000円	(A) × 95% － 1,355,000円	(A) × 95% － 1,255,000円
	1,000万円以上	(A) － 1,955,000円	(A) － 1,855,000円	(A) － 1,755,000円

所得控除計算表

【配偶者控除額】

	あなた（納税義務者）の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	
老人控除対象配偶者 (昭和31年1月1日以前に生まれた人)	38万円	26万円	13万円	0円

【配偶者特別控除額】

配偶者の合計所得金額	あなた（納税義務者）の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超		0円		0円

【基礎控除額】

あなた（納税義務者）の合計所得金額	控除額	あなた（納税義務者）の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,500万円超	0万円

【生命保険料控除額】 ※最高限度額 合計で70,000円

① 新制度（一般・介護医療・個人年金）		② 旧制度（一般・個人年金）	
支払保険料（A）	控除額	支払保険料（A）	控除額
12,000円以下	全額	15,000円以下	全額
12,001円～32,000円	(A) × 0.5 + 6,000円	15,001円～40,000円	(A) × 0.5 + 7,500円
32,001円～56,000円	(A) × 0.25 + 14,000円	40,001円～70,000円	(A) × 0.25 + 17,500円
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円

【地震保険料控除額】

	支払保険料（A）	控除額
① 地震保険料	50,000円以下	(A) × 0.5
	50,000円超	25,000円
② 旧長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	(A) × 0.5 + 2,500円
	15,000円超	10,000円

【障害者控除額】

	等級	控除額	同居（※）
特別障害者	身体1・2級、精神1級、知的Aなど	30万円	23万円
一般障害者	身体3～6級、精神2・3級、知的Bなど	26万円	△

※特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合に控除額に加算されます。

【扶養控除額】

① 特定扶養親族（平成15年1月2日以降、平成19年1月1日以前生まれ）	45万円
② 老人扶養親族（昭和31年1月1日以前生まれ）	38万円
③ 同居老親等（②のうち同居している直系尊属）	45万円
④ 一般扶養親族（平成19年1月2日以降、平成22年1月1日以前生まれ 昭和31年1月2日以降、平成15年1月1日以前生まれ）	33万円
⑤ 年少扶養親族（平成22年1月2日以降生まれ）	0万円

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得	控除額
58万円超	95万円以下
95万円超	100万円以下
100万円超	105万円以下
105万円超	110万円以下
110万円超	115万円以下
115万円超	120万円以下
120万円超	123万円以下
123万円超	0万円

市民税・県民税・森林環境税が課税されない人

○均等割・所得割どちらも課税されない人（非課税）

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者（平成20年1月3日以降生まれ）、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の
- ・前年の合計所得金額が、以下の計算により求めた金額以下の人

$$315,000\text{円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1)$$

$$+ 100,000\text{円} + (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族がいる場合} 189,000\text{円})$$

○所得割が課税されない人

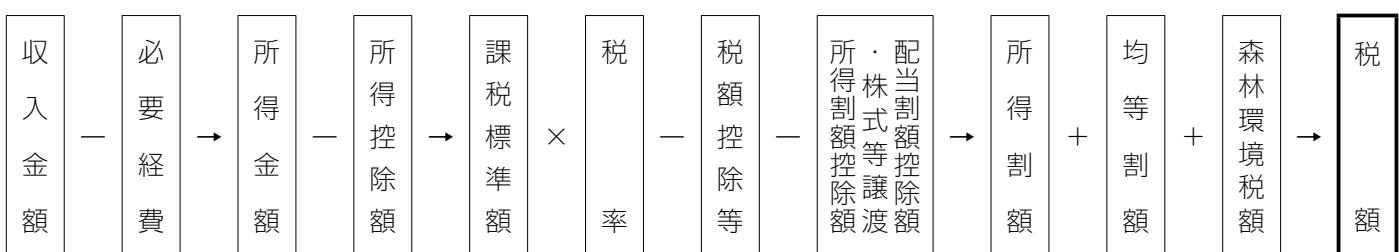
- ・前年の総所得金額等が、以下の計算により求めた金額以下の人

$$350,000\text{円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1)$$

$$+ 100,000\text{円} + (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族がいる場合} 320,000\text{円})$$

税額の計算

市民税・県民税・森林環境税の計算方法



所得割額

区分	市民税	県民税
税率	6%	4%

均等割額

市民税	県民税
3,000円	1,700円

森林環境税

1,000円

※所得割額、均等割額及び森林環境税の税率、税額は令和8年度のものです。

申告受付会場

【高崎市役所本庁】

期日	時間	受付場所
2月16日(月)～3月16日(月) (土・日・祝日を除く)	午前8時30分～午後5時15分	市民税課2階 28番窓口

●お問い合わせ先：財務部市民税課 電話：(027) 321-1218(直通)

【本庁の出張受付】受付時間：午前9時～午後1時30分 受付場所：下表のとおり

期日	受付場所	期日	受付場所	期日	受付場所
2月18日(水)	西部公民館	2月27日(金)	倉賀野公民館	3月9日(月)	佐野公民館
2月19日(木)	新高尾公民館	3月2日(月)	片岡公民館	3月10日(火)	中居公民館
2月20日(金)	滝川公民館	3月3日(火)	南八幡公民館	3月11日(水)	長野公民館
2月24日(火)	北部公民館	3月4日(水)	岩鼻公民館	3月12日(木)	東部公民館
2月25日(水)	中川公民館	3月5日(木)	六郷公民館	3月13日(金)	豊岡公民館
2月26日(木)	京ヶ島公民館	3月6日(金)	八幡公民館		

【倉渕支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 受付場所：倉渕支所1階11会議室

期日	区分	地区(午前)	地区(午後)	期日	区分	地区(午前)	地区(午後)
2月16日(月)	1区	猿谷・明神・落合・下久保	田畠・石上・土城谷戸・原ノ谷戸	3月3日(火)	5区	下夕村・石津	本丸・相間川・上野
2月17日(火)		上ノ谷戸・綱取・高野谷戸	島山・相吉	3月4日(水)	6区	下平・元村・上宿	上権田・塚越
2月18日(水)	2区	森下・下宿上	下宿下	3月5日(木)		上ノ久保・水有・押平・鳴石	花輪・鉄火・高座
2月19日(木)		中宿・上宿	暖井	3月6日(金)	7区	鷺ノ巣・月並・矢陸・赤竹	西ヶ渕・上ノ山・坊峰
2月20日(金)	3区	相間・大谷戸	森・中尾	3月9日(月)		堀ノ沢	中原・梨子本
2月24日(火)		中郷	下水沼	3月10日(火)		細谷戸・沼田・榎ノ木・木ノ下	元三沢・桑本
2月25日(水)	4区	蘭津・細入・築地	糀屋・鍛冶屋	3月11日(水)	8区	大島・長井(下・中)	長井(上)・本田・長井川西
2月26日(木)		七ツ石・石津	関沢・小高・山田	3月12日(木)		小倉・熊久保・龜沢	陣田・大反・相満
2月27日(金)	1～4区	指定日に都合がつかない人		3月13日(金)	5～8区	指定日に都合がつかない人	
3月2日(月)	5区	宮原・下道	新屋敷・上村・湯ヶ沢	3月16日(月)	1～8区	指定日に都合がつかない人	

●お問い合わせ先：倉渕支所税務課 電話：(027) 378-4523(直通)

【箕郷支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 受付場所：箕郷支所3階第5会議室

期日	地区	期日	地区
2月16日(月)	12区、13区	3月3日(火)	生原1区
2月17日(火)	14区、南区	3月4日(水)	生原中区
2月18日(水)	15区	3月5日(木)	1区、2区
2月19日(木)	下芝区	3月6日(金)	3区、4区
2月20日(金)	本村区、原山区、蟹沢区	3月9日(月)	金敷平区、松之沢区、新田上区
2月24日(火)	下善地区、中善地区、上善地区、駒寄区	3月10日(火)	北松原区、西松原区、東松原区
2月25日(水)	和田山区、白川区、白川辻区	3月11日(水)	ト神区、天神区、原中区
2月26日(木)	本田上区、本田下区	3月12日(木)	9区、10区、11区北、11区南
2月27日(金)	新屋敷区、今宮区	3月13日(金)	指定日に都合がつかない人
3月2日(月)	東区、生原2区	3月16日(月)	指定日に都合がつかない人

●お問い合わせ先：箕郷支所税務課 電話：(027) 371-9051(直通)

【群馬支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 (受付票を記入してから番号札をお渡しします。)

受付場所：群馬支所1階101会議室

※申告期間は、土・日・祝日を除く。(毎週土曜日午前中の休日窓口業務は、納税と税務証明発行のみです。申告相談はできません。)

期日	地区	期日	地区	期日	地区
2月16日(月) ～2月25日(水)	金古町四ツ家愛宕 金古町土俵 足門29区 後泥間・東国分 西国分・北原 三ツ寺 中泉・福島	2月26日(木) ～3月6日(金)	金古5区・金古6区 金古町諏訪 金古王塚 足門町中央 塚田・冷水 観音寺 保渡田・井出	3月9日(月) ～3月16日(月)	金古1区・金古2区 足門町南・足門9区 引間・稻荷台 棟高 観音寺東 菅谷 中里

●お問い合わせ先：群馬支所税務課 電話：(027) 373-1214(直通)

【新町支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 受付場所：新町支所本庁舎1階ホール

期日	地区	期日	地区	期日	地区
2月16日(月)	10区	2月26日(木)	7区	3月9日(月)	2区
2月17日(火)		2月27日(金)		3月10日(火)	
2月18日(水)		3月2日(月)		3月11日(水)	1区
2月19日(木)	9区	3月3日(火)	5・6区	3月12日(木)	指定日に都合がつかない人
2月20日(金)		3月4日(水)	4区	3月13日(金)	
2月24日(火)		3月5日(木)	3区	3月16日(月)	
2月25日(水)	8区	3月6日(金)			

●お問い合わせ先：新町支所税務課 電話：(0274) 42-1236 (直通)

【榛名支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 受付場所：榛名支所3階大会議室

駐車場：滑川駐車場をご利用ください。

期日	地区	期日	地区
2月16日(月)	下室田1～3・2区	3月3日(火)	下里見宮谷戸区、下里見向井区 下里見仲通り区、下里見北村区
2月17日(火)	下室田3・3～6区	3月4日(水)	下里見重谷戸区、下里見八丁目区、上大島区
2月18日(水)	下室田7・1～8区、中室田1区	3月5日(木)	里見地区
2月19日(木)	中室田2～5区	3月6日(金)	高浜中西部、高浜坂上、高浜東部
2月20日(金)	中室田7区、上室田1～3区	3月9日(月)	本郷奥原、本郷道場中郷、本郷蔵屋敷
2月24日(火)	上室田4・5区、榛名山区	3月10日(火)	本郷新井下長、本郷東、本郷後側
2月25日(水)	室田地区	3月11日(水)	白岩、十文字1・2区
2月26日(木)	上里見1～3、上里見本町1・2	3月12日(木)	宮沢1・2区、三ツ子沢、神戸
2月27日(金)	上里見本町3、上里見仲町、 上里見下町1・2、上里見新井田中	3月13日(金)	久留馬地区
3月2日(月)	中里見1～4区	3月16日(月)	榛名地域全区

●お問い合わせ先：榛名支所税務課 電話：(027) 374-5110 (直通)

【吉井支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

受付場所：吉井支所2階202会議室

期日	区分	地区	期日	区分	地区
2月16日(月)	1区	東川内・西川内・中川内	3月3日(火)	13区、17区	高・上神保・下神保・西深沢・追辺野
2月17日(火)	1区	南川内・中央・本町	3月4日(水)	18区、23区	多比良西・多比良中・新堀・谷・向平・小暮
2月18日(水)	2区、6区	東組・中組・久伝・上組・新町・小棚	3月5日(木)	19区、21区、22区	石神・深沢・中島・黒熊・岩井
2月19日(木)	3区、14区	旧陣・下塩・上塩	3月6日(金)	24区	馬庭
2月20日(金)	4区、9区	下長根・塩川	3月9日(月)	25区、26区、30区	下岩崎・上岩崎・坂口・小根
2月24日(火)	5区	安坪・上ノ場・折茂・宿	3月10日(火)	27区～29区、33区	下奥平・中奥平・上奥平・東吉井団地
2月25日(水)	7区、20区	片山・小串	3月11日(水)	31区	かじ町
2月26日(木)	8区、15区	本郷・東谷・大沢・大判地	3月12日(木)	32区	西吉井団地
2月27日(金)	10区	上池・下池	3月13日(金)	34区～36区	南陽台1～3丁目
3月2日(月)	11区、12区、16区	矢田・多胡・松田	3月16日(月)	指定日に都合がつかない人	

●お問い合わせ先：吉井支所税務課 電話：(027) 387-3114 (直通)

【所得税及び復興特別所得税についてのお問い合わせ先】

◎高崎税務署 〒370-8611 高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎 電話 (027) 322-4711(代表)

◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

会 場 ビエント高崎（高崎市問屋町2丁目7番地）

期 間 令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで（土、日及び祝日を除く）

ただし、3月1日（日）は開場します。

この期間中は、高崎税務署庁舎では、申告相談を行っておりません。

時 間 受付 午前9時から午後4時まで

◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できますので、e-Taxで送信・書面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。

事業（営業・農業）、不動産所得の収支内訳書

あなたの前年分の事業所得、雑所得、農業所得、
又は不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載
して市民税・県民税申告書に添付してください。

(単位：円)		住 所		氏 名	
		事 業 所 在 地	事業 所 在 地	電 番 号	(自 宅) (事業所)
		業 种 名		屋 号	
収 入	売 上 金 額	消 耗 品 費			
	家 事 消 費・雑 収 入	損 害 保 険 料			
	計	減 價 償 却 費			
必 要 経 費	壳 上 原 価	地 代	賃 借 入 金 利 子		
	期 仕 入 金 領	家 貨			
	原 期 未 棚 鈍	借 入 金 利 子			
	価 計(①+②-③)	租 稅 公 課			
	水 道 光 熱 費	費			
	経 費	計			
	広 告 宣 伝 費	必 要 経 費 計(④+⑤)			
	旅 費 交 通 費	⑤			
	通 信 費	⑥			
	修 繕 費	専 徒 者 控 除 ⑦			
	所得 金額 (⑧-⑨-⑩)				

○減価償却費の計算表 (単位：円)

減 価 償 却 資 産 の 名 称	面 積 数 量 (m ² 台 等)	取 得 年 月	得 価 格	償 却 保 証 額 ①	償 却 の 基 礎 金 額 ②※	償 却 法	耐 用 年 数	償 却 月 数 ④	償 却 率 ③	費 用 額 ⑤ = ② × ③ × ④ / 12	専 用 割 合 ⑥	必 要 経 費 額 ⑦ = ⑤ × ⑥	未 償 却 残 高 ⑧
		年 月					年				%		
		年 月					年				%		
		年 月					年				%		
		年 月					年				%		

※②の欄は、平成19年3月31日以前に取得した資産の場合=①×0.9
平成19年3月31日以後に取得した資産の場合=①の数字をそのまま使用

※平成19年3月31日以前に取得した資産で、償却可能限度額に達した場合は、
その翌年以降5年間ににおいて1円まで償却します。

○事業所得（営業等・農業）及び不動産所得の必要事項を記入します。耐用年数・償却率や計算方法等不明な点は、市役所までお問い合わせください。

平成19年3月31日以前に取得した資産	旧定額法	取得価額×90%×旧定額法の償却率
	旧定額法	未償却残高×旧定額法の償却率
平成19年4月1日以後に取得した資産	定額法	取得価額×定額法の償却率
	定額法	未償却残高×定額法の償却率
	定率法	上記の金額が償却保証額に満たなくなったら年分以後は、「改定取得価額×改定償却率」の算式による。

医療費控除の明細書

(単位:円)

*この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所

氏名

1. 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合は右記の(1)～(3)を記入してください。

(1) 医療費通知に記載された 医療費の額(自己負担額)	(2) (1)のうちその年中に支払っ た医療費の額	(3) (2)のうち社会保険などで 補填される金額
	Ⓐ	Ⓑ

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入できます。
上記①に記入したものについては、記入しないでください。

2. 医療費(上記1以外)の明細

医療費の合計	A (⑦+⑧)	B (⑨+⑩)
--------	---------	---------

3. 控除額の計算

支払医療費 (合計)	A	申告書表面左側の「医療費控除」欄に それぞれの金額を転記します
保険金などで 補填される金額	B	
差引金額 ($\boxed{A} - \boxed{B}$)	C	
所得金額の合計額	D	申告書表面の所得金額の合計(⑫)の金 額を転記します。
$\boxed{D} \times 0.05$ (赤字のときは0円)	E	
\boxed{E} と10万円のいづれ か少ない方の金額	F	
医療費控除額 ($\boxed{C} - \boxed{F}$) (最高200万円、赤字のときは0円)	G	申告書表面の「医療費控除」欄の控除 額欄(⑯)に金額を転記します

セルフメディケーション税制の明細書

(単位:円)

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

住 所

氏名

1. 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診断 <input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> 定期健康診断 <input type="checkbox"/> □()
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)			

※取組に要した費用は、控除対象となりません。

2. 特定一般用医薬品等購入費の明細

「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

3. 控除額の計算

医薬品購入費	(合計)	A
医療費控除額 (A-12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)	B

B → 申告書表面の医療費控除(⑦)の区分欄に「1」と記入し、控除額欄に金額を転記します。